

○農地の賃借料等情報の提供について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づき、地域の賃借料の参考となる情報を提供することになりました。平成24年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は次のとおりです。

地域名	田（水稻）の部			参考 使用賃借数 (筆)	畑（普通畑）の部			参考 使用賃借数 (筆)
	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)		平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	
大宮	10,500	16,300	2,000	172	2,500	5,000	1,000	85
山方	9,600	12,000	2,500	27	2,400	3,100	2,000	38
美和	6,000	7,000	5,000	73	3,100	4,400	1,000	20
緒川	6,500	10,000	3,000	46	1,700	4,300	900	24
御前山	5,300	10,000	2,800	2	3,700	6,000	2,000	37

※賃借料の中で著しく高額、低額の賃借料は除外し集計しています。

平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

美和地域（田の部）と御前山地域（畑の部）については、参考となる情報が不足しているため、前回の情報を記載しています。

田の部について、水利費等の情報は把握していませんので、当事者間で話し合ってください。

使用賃借数とは、無償での貸し借りの筆数です。農地賃借料は、農業委員会の賃借料情報を参考に、貸し手と借り手の両方で十分協議のうえ、決定してください。

問 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線211・212

山支 経済建設課農林商工G ☎57-2121(代表) **美支** 経済建設課農林商工G ☎58-2111(代表)

緒支 経済建設課農林商工G ☎56-2111(代表) **御支** 経済建設課農林商工G ☎55-2111(代表)

H i b (ヒブ) ワクチン追加接種の接種間隔の変更について

平成24年12月20日付の厚生労働省の通知により、H i b (ヒブ) ワクチン追加接種の接種間隔が次のとおり変更になりました。

平成25年3月31日までに追加接種が可能となったお子さんで「H i b (ヒブ) ワクチン予防接種助成券」がない場合は、親子（母子）健康手帳を持参のうえ健康推進課または各総合支所市民福祉課へ申請をしてください。

○変更前

接種開始月齢	接種回数	接種間隔
生後2～7月未満	4回	初回接種(3回接種)から概ね1年後に1回接種
生後7～12月未満	3回	初回接種(2回接種)から概ね1年後に1回接種



○変更後

接種開始月齢	接種回数	接種間隔
生後2～7月未満	4回	初回接種(3回接種)から7～13か月の間に1回接種
生後7～12月未満	3回	初回接種(2回接種)から7～13か月の間に1回接種

申請・問 かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表) **美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表) **御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

〈記号の見方〉

問：問い合わせ **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方総合支所 **美支**：美和総合支所 **緒支**：緒川総合支所
御支：御前山総合支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方事務所 **教美**：美和事務所 **教緒**：緒川事務所 **教御**：御前山事務所
かがやき：総合保健福祉センター（かがやき） **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ